第十条の三	世帯主を	組合員を
	世帯主は	組合員は
	当該世帯主が住所を有する市町村	組合
（略）	（略）	（略）

（食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定）

第二十六条の三　（略）

2～7　（略）

8　認定を受けた被保険者に係る第十五条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第九条から第十条の三までの届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る食事療養標準負担額の減額認定証を添えなければならない。

（生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等）

第二十六条の六の四　（略）

2～5　（略）

6　第二十六条の五の規定は、保険医療機関において、前項の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の生活療養標準負担額を支払つた場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。

（特定疾病に係る市町村又は組合の認定）

第二十七条の十三　（略）

2～10　（略）

11　認定を受けた被保険者に係る第十五条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第九条から第十条の三までの届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る特定疾病受療証を添えなければならない。

（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第四十四条の三　法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～四　（略）

五　法第八十二条第一項の規定による保健事業の実施

六　（略）

附　則

（個人番号カードの交付の申請に関する支援）

第十一条　市町村は、当分の間、法第三十六条第三項に規定する電子資格確認が円滑に行われるよう、被保険者の属する世帯の世帯主に対し、又は直接に若しくは当該世帯主を通じて被保険者に対し、当該世帯主及び被保険者の個人番号カードの交付の申請（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項に規定する申請をいう。）に関する必要な支援を行うことができる。

（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定）

第二十六条の三　（略）

2～7　（略）

8　認定を受けた被保険者に係る第十五条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第九条から第十条の二までの届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る食事療養標準負担額の減額認定証を添えなければならない。

（生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等）

第二十六条の六の四　（略）

2～5　（略）

6　第二十六条の五の規定は、生活療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない生活療養標準負担額を支払つた場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。

（特定疾病に係る市町村又は組合の認定）

第二十七条の十三　（略）

2～10　（略）

11　認定を受けた被保険者に係る第十五条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第九条から第十条の二までの届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る特定疾病受療証を添えなければならない。

（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第四十四条の三　法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～四　（略）

（新設）

五　（略）

附　則

（新設）